

平成21年第7回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成21年8月4日 開会

平成21年8月4日 閉会

東吾妻町議会

平成21年東吾妻町議会第7回臨時会会議録目次

第 1 号 (8月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○閉会の宣告	26

平成21年東吾妻町議会第7回臨時会

議事日程(第1号)

平成21年8月4日(火)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 工事請負契約の締結について〔吾妻峡温泉施設整備事業天狗の湯新設工事〕(建築工事)
- 第4 議案第2号 工事請負契約の締結について〔吾妻峡温泉施設整備事業天狗の湯新設工事〕(機械設備工事)〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(1名)

13番	前村清君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君
町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長 兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君
教育課長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局長 議係	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 本日は大変ご苦労さまです。

梅雨明け宣言後ぐずついた天気がつづき農作物の成長が心配されるところです。

ここに平成21年第7回臨時会が招集されましたところ、議員各位にはきわめてご多用の折り、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

本日の臨時会には工事請負契約について2件が付されております。

十分な審議をお願いし、簡単ではありますが開会にあたってのあいさつといたします。

なお、前村清議員につきましては、病气入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） おはようございます。

平成21年第7回臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

関東地方では梅雨を思わせるような、うっとうしい毎日が続いております。西日本では、ゲリラ豪雨による家屋の崩壊や、河川の増水で多くの犠牲者が出ております。また、県内でも7月27日には、館林で竜巻が発生し、234棟の建物に被害が出るなどの異常気象が続いており、被災者に対しまして心よりお見舞いを申し上げるしだいでございます。

国政では、7月21日に衆議院が解散され、8月30日の投開票日までマニフェストに基づく、政策選択選挙、政権選択選挙の決選の夏が始まっております。

さて、本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご出

席を賜り、感謝を申し上げます。

今回お願いをいたします案件は、工事請負契約の締結の2件でございます。慎重審議をお願い申し上げて開会のあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成21年度第7回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。議事日程に従い会議をすすめてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、15番、加部浩議員、16番、菅谷光重議員、17番、原田睦男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結について(吾妻峡温泉施設整備事業天狗の湯新築工事(建築工事))を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第1号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号の工事請負契約につきましては、吾妻峡温泉施設整備事業天狗の湯建築工事の請負契約でございます。平成21年7月28日に、条件付一般競争入札を行った結果、契約金額、1億5,855万円、契約の相手方につきましては、吾妻郡東吾妻町大字原町160番地、池原工業株式会社、代表取締役、池原純でございます。

この事業は、かねてよりダム関連重点事業として、地域住民、各ダム関連団体の要望で、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業として認定をされました事業であり、平成22年3月末の完成を目指しております。なお詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議の上ご議決決くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 続いて担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長(市川 忠君) お世話になります。議案第1号 工事契約の締結について、説明させていただきます。

この契約につきましては、まず、契約の目的ですが、吾妻峡温泉施設事業天狗の湯新築工事の建築工事請負契約の締結でございます。次に契約金額でありますけれども、1億5,855万円、契約方法につきましては、条件付一般競争入札で執行いたしました。次に契約の相手方につきましては、東吾妻町大字原町160番地、池原工業株式会社でございます。

この事業につきましては、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業として、昭和62年

にハッ場ダム関連として指定され、地域住民、及び各ダム関連団体の要望に即して、平成6年度に新温泉源開発事業が認定され、温泉掘削を行い、平成7年度から本浴場建設を前提に町運営で仮浴場をオープンさせ、現在に至っているものでございます。

後ほど資料でご説明をいたしますが、この事業は平成18年度に基本設計、平成19年度には、ダム特別委員会を中心に建設に向けた協議を進め、お認めをいただいた中で詳細設計を行いました。また、平成20年度には、姉齒など建築偽装問題が国内問題となってしまう、許可に関して第三者委員会の承認など、高いハードルと時間のかかる中で、平成20年度1年をかけて建築確認許可をいただき、そして今回いよいよ工事着手の手続きがすべて完了いたしました。前段でも申し上げましたが、この建設事業につきましては、利根川・荒川基金事業として、既に今年度認定されているものであり、工事にかかる費用すべてが財団から提供されるものでありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、配付させていただきました資料のご説明をさせていただきますので、資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、資料の説明に入ります前に、1点ご訂正をいただきたいと思うのですが。事業概要の2行目施設概要560.34平米RC木造があつて、足湯なんですけれども、19.87ヘクタールとあるんですが、平米の間違いですのでご訂正をいただきたいと思っております。

それではお配りいたしました資料の1枚目につきましては、ご説明をさせていただきますけれども、これが天狗の湯完成予想のパースと建設予定地の現在での現況写真でございます。

また、左側下には、建設計画の概要といたしまして、基本設計から、入札にいたるまでの経過と事業概要、そして財団から提供いただける事業総額約2億9,000万を記載いたしました。

2ページをごらんください。ここでは、ふれあい公園全体の天狗の湯本浴場の配置図でございます。中央にあります、赤くあるところが、本浴場が今回建つという位置でございます。全体の面積というのが、5.24ヘクタールという中にこの施設ができる、ということでございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。ここでは、本当の平面図でありますけれども、中央の赤線より右側が、鉄筋コンクリート構造、RCでございます。左側と足湯が、木造質構造でございます。本棟部分の面積につきましては、560.34平米、約170坪の建物になると思っております。建設内容につきましては、既に何回かご説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。よろしくお願いをいたします。

4ページをごらんください。ここでは、本当の立面図を各北、南、東、西という形で、つけさせていただきました。よろしくお願いをしたいと思います。

5ページをごらんください。ここでは、源泉を約80トンの貯蔵タンクに貯蔵して、3つの内風呂、そして3つの露天風呂と足湯にかけ流しの湯を実現するための配管系統図、及びボイラーなどの設備図でございます。

以上が今回お世話になります、建築工事の説明とさせていただきますが、建設に関しての経過を簡単に申し上げます。

地域の皆様方、それから各ダム対の皆様方にご協議をいただいた中、まず平成6年7月にダムにかかわる国及び県の振興計画素案が策定をされ、平成7年11月には、県水源地域整備計画、そして平成11年3月には町ダム下流振興計画の基本計画が策定されました。

そして、平成12年2月には県水源地域整備計画に盛り込まれ、平成12年3月には町振興計画実施計画編に記載をされ、そして平成10年3月には町下流地域活性化計画を経て、平成18年度基本設計、平成19年度詳細設計、平成20年度建築確認許可、そして21年建設予定で現在に至っております。

また、平成21年度の財団法人利根川・荒川水源地域対策基金当初では、細目協定の中で東吾妻町同事業への2億7,800万円の事業助成の認定がなされておりますので、ご報告をさせていただきます。このように計画段階を踏まえつつ、一つずつ踏まえた中で今回の工事請負契約締結の運びとなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。質疑をおこないます。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 一点お尋ねしておきたいと思います。尋ねることにつきまして、私この建設に反対という事ではなく、心配のあまり挙手をしてしまったかということでございます。

なぜかと言いますと、皆さんご存知のとおり最近国政において民主党が、非常に勢力を伸ばしつつあるというような記事が、連日テレビ、新聞等で掲載されているわけです。そうなりますと、8月末に衆議院議員選挙が行われまして、このままいきますと民主党が政権をとるといことになろうかと思いますが、その場合民主党はマニフェストに八ッ場ダムの中止ということをはっきりと上げておるわけでございます。それに伴いまして、ダム関連事業のこういう事業、このようなものは、もしその時には、どのようなことになるか国交省との今

までの町との話し合い、その辺ところをお聞かせしていただければありがたいと思います。
よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 加部議員さんのご質問でありますけれども、政権のお話につきましては、私どもは加部議員さんのご質問にお答えする立場にございませんので、その辺につきましてはご理解をいただきたいと思います。先ほど説明の中で、吾妻峡温泉施設整備事業助成2億7,800万、既に利根・荒川基金財団として決まっているということで、お認めをいただいておりますという報告をさせていただきました。したがってこの部分につきましては粛々と進めていけるものということで現在進んでおります。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私の聞いていることは、そういうことではなくて、今までそういうお話を国交省と町側がやっておったかどうか、全くやっておらないということになると、また別の角度からお尋ねしたいことはありますけれども、その辺のところを尋ねたかったわけです。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 国交省と話をしたかということなのですが、ちょっと質問の内容がわからないのですが

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 当然私がこれだけ心配をしているのですから、町長を初め執行部、課長を含めた執行部、これはその後のことについて心配しないはずがないんです。ないと思います。それを心配しないでやっているとということになれば、またこれは大変なことだと思いますけれども、その辺のところをどう考えているんですか。今のままで行くと、もしこれ民主党になったときには、どうするかというようなものは全く考えないんですか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 吾妻峡温泉施設整備事業に関しましては、先ほどから申し上げてますけれども財団として利根・荒川基金のなかでお認めをいただきそして、今年度2億7,800万の予算をいただいております。したがって基本的にこの部分に関しましては、今年度で終了するということでもありますので、この部分についての協議は、国においても県においても、下流都県のお話の中でもこの部分については、間違いないという形の中で進めさせ

ていただいているものでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、再三確認いたしますけれども、これはもう予算がおりているから、例えば民主党になってダム反対であってもこういうものについては予算がおりるものについては、もうなくなることはないという考えでよろしいのですか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 財団法人利根・荒川水源地域対策基金事業ということで、1つの財団として一都五県が組織をして、そのダム事業、利根川水系及び荒川水系におけるダムなどの建設に伴って、必要となる水没地域、関係地域の認定事業における補助事業、基金事業を行っているというのは議員もご承知かと思えます。

国と一都五県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都この一都五県で構成をして、昭和51年12月2日設立をされ、昭和62年にハッ場ダムという形で基金対象となっております。そのなかで、1つの財団として認めていただいて進行し、そして今年度予算を組んで対応しているものが、この事業に限って途中で予算がなくなるということは、ないという形で確認をとり現在進行しているものでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 大体安心をしたんですけれども、私としても、これは是が非でも、町としてもつくらなくてはならないダムの関連事業でございます。ですからこれは、建設することについては、異論は全く唱えませんが、もしこれが途中で予算を切られて金とまったというような場合、これは最悪の場合、町が負担をしなくてはならない場合も起こると思われまので、心配のあまりお尋ねしたわけでございますけれども、今課長の答弁100%安心とは言えませんが、金とはとまらないというような回答でございますので、私この辺で今回は質問はやめておきますけれども、執行部、町長、副町長どちらでもよいのですが今の考えでよろしいのですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そのとおりに考えております。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） 何点か確認をしておきますけれども、これはダム特、特別委員会だとか、いろいろなところでこの今日担当課のほうから提出されました資料については、今まで

の協議内容の中の資料として承ってますけれども、今後ですねこの公営の施設に最終的にはなると思うのですけれども。オープンした場合に。そういったときにですね、当然今の仮浴場についても年間決算をすると少なくとも赤字が少ないときで80万から、多いときは150万、200万、300万というふうな赤字がマイナスが出てると。

それで、実際この公営の施設が今後でき上がってオープンをして稼働したときに、一年を経過した時点で当然この建物は本浴場ですから、今の仮浴場からみると数倍の大きさになると、単純計算にして赤字も5倍、10倍にならざるを得ないかなというふうに思うわけですが、執行部と担当課のほうではその赤字の対応策として、どのようなものを今回のこの入札にかかるまでの資料内容として検討してきたか、その辺があったらお知らせ願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 浦野議員のご質問でございますけれども、平成19年に温泉施設のランニングコスト、ダム特別委員会、そして議会全員協議会にお示しをして、当時入館想定数として、1日166.6人、30日で12カ月として、6万人の想定、その中で光熱水費、電気、ガス、水道、燃料でございますけれども、458万2,960円、それから、人件費でありますけれども、699万200円、これは1日6.5時間ということで2日、今回は1日6.5時間を二人で30日掛けまして、それに12カ月。その間に、春のゴールデンウィーク、それからお盆、それから秋紅葉シーズン、それから年末年始というふうについては、別途応援隊というかたちでの経費を見たなかで、人件費が699万円。

それから保守点検費といたしましては、源泉ポンプの交換というものを3年に1度含んだ中で、年間412万1,000円、それから消耗品類につきましては、約100万5,000円ということで、当時のランニングコストとしては、2,237万8,960円という数字をお示しをいたしましたかと思っておりますけれども、平成20年度におきましては、この部分については、燃料が高騰という中で、まだ工事に至る前に計算をしても、実質的な数字がとらえられないということの中で、現在計算しておりません。

それから、6月の議会だったと思っておりますけれども、ダム特別委員会の中でも今後今年度新築工事をやる中で、現状としての燃料もある程度安定してきた中で、再度9月から12月期に向かって、新しい温泉施設のランニングコストを計算していきたいということを、ダム特別委員会の中でも申し上げているかと思っておりますけれども、そういった中で基本的にはですね、できるだけ町としての一般財源の持ち出しを少なくしていくんだ。

そのために議員もご存知だと思いますけれども、5月27日だったと思いますけれども、ダムとしてこういった施設を、この施設だけでなくふれあい公園にしても、吾妻峡の整備計画にしても、新設の町道、そういった物の維持管理という部分の中で、ダムによってできたものについて、少しでも町の財源を軽く、負担を軽くしていこうという中で、恒久的施策の中で発電所の導水管計画というものが、現在ようやく定着をしているということで、現実に向かった前進をしていくという、我々でできる努力はしてきた。

そしてそれが政治によってどう変わるかわかりませんが、現状の中ではそういったものとして、今まで長い間地域の住民の方々にダム事業の推進のために、ご協力をいただき、そしてほこりをかぶって、騒音の迷惑をかぶった中で唯一の施策として、町、国、県において住民の皆さんと、また各ダム対の皆さんと合意をいただいたものを、ここにきてやはりそういう方向できちんと推進しなければならない。

一時の政治、それからそういった話題等々によってですね、政権が変わろうとも国であることは間違いないという中で、八ッ場ダム事業に地域住民については、長い間翻弄されて、この上生活再建と事業の行く末に、大きな不安を今後抱かせるような政治と行政であってはならないということで、我々は考えております。従いましてこれを粛々と地域住民と地域に活性化のために、今後も粛々と事業を進めていくということが、できるだけ一般財源はかけないということが前提ではありますけれども、国、県、町のそれが責務であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） 過日ですね、新聞紙上でもトップ記事で、恒久的政策の東京電力さんが、発電所にダムから水を、送水管を引いて送るんだと、それで発電施設をまわすんだと、松谷の発電所、原町だと、それについては当然固定資産税が生じてくると、そういうものを町では見込んで町と議会とでもこのダムサイトの長野原町、また県の企業局が計画した発電所計画のダムサイトの長野原町ということで、東吾妻町にとっては、なにも恩恵もないただ本当に犠牲になるだけだというふうなことで、行動を起こしてきたのが、ダム本体や発電所にかかわるものの、固定資産税かなんかで潤えるような施策をお願いした経過があるわけでして、それがまだ何千万か恐らく固定資産税が入るとは思いますけれども、当然この施設を運営するにあたって、やはり赤字が出た場合に当然一般会計に固定資産税が入ってくると思うんですね。やはり公営の施設の要するに資金源のめどをやっぱり立てておかないと、我々も心配で認めるわけにはいかないと思うんですよ。

やはり、それはしっかりとした手段のもとに赤字がこうじた場合には、これを要するに補って運営をやっていくんだというふうな計画のもとに、ぜひお願いしたいと思います。よろしくです。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 私どもの立場といたしましては、政権云々ということに関しまして、お答えする立場でないということを、まず今度もご認識をいただいた中で、7月23日天狗の湯本浴場建設に係る東吾妻町の基本方針ということで、固めました。

これは、町としての決定として、7月23日に町長決裁をとり、今までの経過を踏まえた中で、粛々と進めるのが当然だろう。当初から、このものにつきましての一般財源と、全く下流都県でこの施設自体は100%提供いただいてつくりますけれども、その後の運営に関しましては、町が行うということで、地域住民との合意の中で、対応してきました。

したがって、一般財源からそういったほかのものが無い限り、だめだということになりますと、それはそれでまたかなり問題が起こることでもありますけれども、できるだけ町としては、先ほども申し上げましたけれども、平成19年のランニングコストにつきましても、まず人件費の中で、699万、約700万ぐらいの人件費で抑えて、現在も地域の皆様方にお世話になって対応していくという中で、実際には対応してできるだけ、少なめの収入で、多くの支出を見たランニングコストを見た中で、実際にこのくらい例えば赤字が出るんだというようなことについては、これから皆様方とともにですね、協議をしていきたいと考えております。

また、政権云々の話です、その当てにしているものがなくなる可能性が、あるとかないかということも、連日新聞には出ておりますけれども、先ほどから申し上げましたけれども、こういったものに地域住民を巻き込むのは、やはり政治と行政あってならないという観点から対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 2点ほどお聞きしたいんですけれども。契約方法、条件付一般競争入札という内容についてちょっと教えていただきたいことと、契約は8月28日の日に入札が執行され、池原工業株式会社さんが入札ということで、契約締結ということでございますけれども、実際に応札というかこの入札に参加した業者さん等を、具体的に教えていただければありがたいと思うんですけれども。

このあと2号も同じような形でありますので、提案理由とか説明の中でその辺も残りの2号についても、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。今回は1号ですので、池原工業さんのほかに業者さんが何社か参加されていると思いますので、その辺の経過説明等をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 条件付一般競争入札ということで、まず建築工事でありますけれども、参加業者町内が3社、婦恋村1社、長野原町1社、中之条町1社合計6社でございます。

それから、条件でありますけれども、経審総合評点が700点以上で、郡内に本社があり、1級建築施工管理技師がいることということが条件でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 6社ということなんですけれども、その池原工業さん以外の会社さんの名前と、それと入札結果ですか、金額等を教えていただければ、ありがたいです。

○議長（一場明夫君） 執行部は求められた部分で、開示できる部分について答弁をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 6社の名前でございますけれども、まず南波建設、1億5,130万円、水出興業、1億5,150万円、吉澤建設、1億5,150万円、株式会社千島工務店、1億5,165万円、渡辺建設、1億5,180万円。

以上でございます。

池原工業、落札しました池原工業が先ほどから申し上げておりますとおり、1億5,100万円でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） どうもありがとうございました。ちょっと、確認したいんですけど、談合防止対策として、設計金額というか、町のほうで金額を出されているのは、いくらだったんですか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 入札審査会の方針に基づきまして、予定価格につきましては、公表しております。

（発言する者あり）

- 議長（一場明夫君） 建設課長。
- 建設課長（市川 忠君） 予定価格につきましては、公表してございます。
- 議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。
- 5番（須崎幸一君） いくらか教えていただきたいんですけど。
- 議長（一場明夫君） 建設課長。
- 建設課長（市川 忠君） 予定価格につきましては、1億5,200万円でございます。
- 議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。
- 5番（須崎幸一君） 確認ですけれども、そうすると町のほうでは、入札予定価格1億5,200万円に対して、落札金額が、1億5,100万円ということで100万円の差があったということで解釈してよろしいということですね。
- 議長（一場明夫君） 建設課長。
- 建設課長（市川 忠君） そのとおりです。
- 5番（須崎幸一君） ありがとうございます。
- 議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。
- 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） 小学校の、原町小学校の建設以来、どれだけの進歩があったかと思っ
て、つぶさに伺ってたところですが、体制的にはなんら変化がないという中で、何点か伺い
ますが、まず議案1号について、契約方法、条件付一般競争入札なんです、こういった契
約になるのでしょうか。
- 議長（一場明夫君） 建設課長。
- 建設課長（市川 忠君） 条件付一般競争入札でございます。
- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） だからそれは入札の方法でしょう。契約の方法ではないでしょう。契
約の方法はこの議案書のとおりでよろしいですか。
- 議長（一場明夫君） 建設課長。
- 建設課長（市川 忠君） 工事請負契約の締結でございます。
- 議長（一場明夫君） 9番、大図議員。
- 9番（大図広海君） そういう中でそうしますと、本議案は落札者、要するに入札の承認じ
ゃないんですね。契約の承認なんです。いいですか、あなたが今まで説明したことは、入札
の経過でしかない、先ほどの須崎議員の質問も入札の概要を聞いている。本議案とはなんら

関係ない、というよりは、議案の前提となることを聞いているわけです。いいですか。契約の内容を審査するのが本議案なんです。金額5,000万円以上のものについて、特別に議会の承認を必要とするということは、どういうことを意味しているか、感覚を伺っています。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 契約の承認に関しまして、今回行われました一般競争入札で、建築工事が5,000万を超えたという中で契約をしていいかどうか、議会の皆様方にお認めをいただきたいということで出したものでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、なぜ5,000万以上のものを議会の承認にしたんですかと聞いてるんですよ。お答えください。あなたの考えで結構です。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 自治法の中で5,000万以上のものに関しましては、議会承認が必要だということと、こういった大きな契約に関しましては議会チェックという中でお認めいただくということで、お諮りをしていくものだと、私個人としては考えています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、そうしますと、この高額な請負契約について、いろいろと相手方、金額というこれは入札の問題です。いいですか、その落札者と子細な契約行為に移っていかなくちゃいけない。その契約行為が正しかったかどうか、時流に合っているか、あるいは他の法令、もちろん自治法もそうです、主に民法の中で、どういう形でその契約がなされたということが、議会チェックする。そのためにそれが我々が招集されたと思って私は理解しています。

この問題については、原町小学校建設時以来同じ質問をしているんですが、まだ前進がないようです。いいですか、伺っておきます。このところに、こういう形で契約を行いますという契約内容が提示されなかったら、我々がどこを根拠に判断すればよろしいですか。伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 少しお待ちください。契約内容を聞いているんじゃないで、どういう契約を、要するに簡単に言えば、契約書の内容が確認できるものが欲しいということで。

建設課長。

○建設課長（市川 忠君） お答えになるかちょっとわかりませんが、7月28日に入札の執行をして、7月28日に本日の議会のチェックをいただく中で、ご承認をいただくために、

この本契約についてはまだ行っておりません。これは行えるわけがないんですが、仮契約という形で、同日7月28日に締結をし、そして今回事業名、それから事業者、請負金額、それから請負人のお名前ということで、ご提示をさせていただいたわけですが、建設工事の請負契約の仮契約書につきましては、既に契約、仮契約という形で書面にはなっておりますけれども、そういう中で、我々として、業務として、きちんとした形で立派な建物を建てるということが、我々の使命だと思っております。できましたら、ぜひそういうことでご理解をいただき、ご承認をいただければありがたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 困りましたね。めくら判を押せてことですね。いいですか、もう既に仮契約が済んでいる。だとすれば、契約書はもうできてるわけですよね。議会の承認とともに、これが本契約に移行するということなんですよ。恐らく仮契約というのはそういうことになるんだと思う。だとすれば、ここの議場にその契約書が提示されて、こういった契約の内容なんですよ、それで初めて審査の対象なんですよ。いいですか、恐らくそういうことになってきますと、通例ですと前渡金という形で工事金額の20%なり30%なりというお金が先に貸与されるという形になると思うんですが、ならないんですか。そういった内容が全部書かれた物が審査の対象なんですよ。当然にその中で工期が明示されているんです。その工期に対して債務不履行があった場合に違約金がこういった形で発生するんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 仮契約ということで、本議会に提出する前に仮契約を行った後、議会でご承認をいただいた後、本契約を正式に結ぶということで、したがって、工期につきましては、平成22年3月25日ということで仮契約の中でありまして、始めの部分に関しましては、記載してございません。これは議会が通ってからということでございます。それで、今前払い金という話がありましたけれども、本契約が過ぎるまでは基本的にはそういったものをお支払いする考えはございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、議会の承認後に債務不履行に対する損害金が、書き込まれるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 現時点でのその仮契約でございますけれども、履行延滞の場合における損害金ということで、42条にありますけれども、この中で工期内に工事が完成するこ

とができない場合においては、甲は損害金支払いを乙に請求することができるということでございます。請負代金から部分引き渡しを受けた部分について相当する請負代金を控除した金額について、延べ日数に応じて年3.6%の割合で計算した額となるというようなこと。

それから、甲の責めに帰すべき事由により、32条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は逆に未受領金額について延滞日数に応じ、年3.6%の割合で合計した額の延滞利息の支払いを甲に請求することができるという内容が書いてございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だからそこが重要なんです。ちなみに伺っておきます。これは、過去の事例です。現実的に損害金の請求あるいはその受領はありましたでしょうか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） すべての部分についてはわかりませんが、私が担当している物に関しましてはございません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 実は、工期遅れはままあったんです。これは過去の私の確認です。ただ損害金の請求はしてなかった。ここが現実みたいなんです。それで、この事例に戻りますが、いいですか、町民が債務不履行を起こした場合、損害金はいくらの発生になりますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 申し訳ないです。わかりません。

○9番（大図広海君） わからないの、条例に載っているんだけど。

○議長（一場明夫君） 建設課長が把握していないので、わからないと言ってますので。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 延滞金の関係だと思います。延滞金につきましては、本則上1カ月が7.3%、2カ月目から14.6%であります。現在平成11年から特例措置がありまして、4%プラス前年11月末の公定歩合ということで、現在ちょっと数字しっかり覚えていませんけれども、4.5か4.6だと記憶しております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これは、条例上の本則では、恐らく14.6%、我々が債務不履行を起こした場合に14%の損害金が発生。その税の執行において契約の相手方が債務不履行を起こした場合に、なぜ3.6でおさまるのか。ちなみに言っておきますけれども、国土交通省発表

の標準契約約款、この中では18%を若干超えるところの違約金という形での明示があるんです。これが恐らく全国的に流通している民間のあり方なんです。

なぜ吾妻町がここで3.6%という違約金の設定で済ませているのか、どうもこういう契約を認めるわけにはいかない。そういうことを論議する部分について、この議会がある。その論議の資料としてその契約書、本文がここに提示されて初めてスタートが切れるんだということなんです。これが契約の承認行為なんです。いいですか、ちなみに、このところで、提示する用意があるかどうか伺ってみます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私どもは、この議案書にございます契約の目的、契約の金額、契約の方法、契約の相手方ということで、皆様方にご承認をいただくつもりでやっておりましたので、それを用意はしておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これは議員各自にかかわる問題なので、最終的には多数決ということになりましょうか。いいですか、契約の方法、契約の目的、要するにだから建設請負契約である、相手方が業者である、契約金額というのは、入札で決まった金額である、ここまでは契約の内容のごくごく表表紙でしかない。問題はそれからあとなんです、瑕疵担保責任についてどうやった合意がとれているか、そういったかなり複雑な問題がこの中に入っている。仮にこの瑕疵担保責任、今法は引渡しから10年ということになっているようですが、標準約款を使った場合の部分と、特約があった部分でどういう差があるか、理解していますでしょうか、伺ってみましょう。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 瑕疵担保の関係につきましては、41条の中で、その2項として、過失により生じた場合についての請求というのは10年ということであります。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だから、それだけでは議会が進まない。どこが、どういう、金額で明示されるか重大なおかつ高額という表記になるか。どこまで瑕疵担保責任の範囲かということになる。これはまだ法が10年と定めてからそんなに年数がたっていないので、なかなかその問題に関して争った判例もあまりにない、だからこれから事件が起きて、司直が判断を下して、その積み重ねである程度のところに収れんしていくということになるんでしょうが、だから余計に最初からきちっとしていかなくはいけない。じわりじわり出てくる、そのた

びに少しずつ何かおかしいから、やはりそれはお金に絡む話なんです。これは今瑕疵担保のことになっちゃったんで、ちょっと議案とは離れるんですが、1つの事例として伺っていきます。

せんだって公園が整備されて、恐らく新年度に引渡しがあったんでしょ。陽気がよくなってきたら、芝なのか雑草なのかよくわからなくなっちゃった。私朝に晩にその前を通るからよくわかるんです。私も商売柄そういった業者と若干の取り引きがありまして、茨城のほうに、いいですか、・・（聞き取れず）・・そのもののグレードがものすごく差があるんです。2年で出荷するところと、3年で出荷するところと、3年半ぐらいかけるところがある。そのたびに、雑草退治をして、張れば芝しか生えないようにしておく。なんだか、芽が出てきたら芝なのか、雑草なのかわからないくらいの雑草の話が。この芝生に対して、果たして瑕疵担保が追及できるかどうか、こういう難しい問題があります。いいですか、さあどうしましょう。瑕疵担保というのは、どうやって理解していますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 非常に難しいお話、また慎重に考えなければならないお話かと考えております。公園の話も出ましたけれども、大図議員にも逐一ご指導、芝の話につきましてもいただきました。今回の場合にはちょっと関係ないですけど、芝についてはその予算の中でやむを得ず全面芝を張る中で、そういう対応をしたということでもありますので、この部分についてはそういうことで対応すると。それから、この瑕疵担保に関しましては、今10年という形の中で、ぜひこの部分について議員の皆様方にご理解をいただいて、ご議決いただけるようよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分といたします。

(午前11時00分)

(午前11時10分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

休憩前に引き続いて質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 一休みしたので、ちょっと冷静になって話をします。

先ほどから仮契約があったという話なんです、どうもその話の内容について、つらつら想像するに、これは停止条件付きの契約じゃないかというような形なんです、その部分について理解していますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 仮契約を結んだ上で、議案が可決されたら本契約に移行するという形になっておりますので、この議案に対して否決という判断を議会が下した場合には、停止ということになるかと思えます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だから、そうすると、議会の承認を得られなかった場合にその仮契約についての履行義務というのは、どの程度あるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 正確なことは、私も申し上げられないと思いますが、あくまでも仮契約でございます。そしてなおかつ、議決を必要とするということですので、履行義務は基本的にはないものと考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 私はその辺の理解がなかなか進まないのですが、これは、かつて原町小学校の承認が否決された案件の事例で、当時の教育長いわく、損害賠償請求が発生するというような言い方があった。だとすれば、それがどういう根拠に基づくのか、当時も町長であった、現町長も含めて、その辺の理解がどうなっているのか、私の理解が進まないのですが、理解してますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その辺については、わかってはおりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、こういった契約の部分については、議会の承認を停止条件とするという停止条件付き契約で十分間に合うのかと思うんです。なぜ仮契約という契約の上には本契約を結ばなくてはいけないのか。伺っておきます。停止条件付き契約という理解が進んでおりますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 停止条件つき契約についての、詳細な認識はやはりありませんが、それ

と似たような形で進んでおると思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういう形で考え方は同じなんだと思いますが、ただ従来から、あるどこかのだれかが、仮ということと、本という形で契約書をつくってしまった。後の人間が何も学ばないでそれをまねている、それが今に続いているのだと思うんですよ。だから、いいですか、恐らくこういう問題については、停止条件付き契約、その停止条件を議会の承認という形で明記する。そうしますと、ここなんですよ、議会の承認ということ停止条件とした契約書が、ここの議場に提示されて初めて論議の対象なんですと、ということなんです。理解が進みましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そのようには思っておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、まだまだ理解が進んでないということですね。それはそれでいいです、時間の制限がありますから。この問題が淡々と進んでくると、町長が普段から町内に3つの温泉施設は要らない、現実にもう着工になります。来春には完成です。最大限早ければ、来春には閉鎖する温泉施設がでてくる。言外に真ん中がはいかんせんという話がありますので、その予定をタイムテーブルにのせるかどうか伺ってみます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今回の議案とは、関係のない話題だと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、来春にはタイムテーブルにのるという可能性があるかと、私は理解するのですが、それはそれで結構でしょう。その中でこの温泉が、せんだっては公の施設に入ります。なってくると、今度は料金の設定、町民の関心事はそこにあると思うんです。この問題について、三西地区とほかの町内一般と料金格差をつける意向であるかどうか、この1点だけ伺ってみます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 現状の仮浴場と違いまして、本浴場という立場からその部分については一切ありません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 考え方とすれば、現状の仮浴場もやっぱり公の施設の中で条例で明記

されてますので、やはりこれも本来は料金格差があってはいけないんでしょうね。ただ地域が有利になるような、料金体系をつくることはできると思いますよ。これは裁量のうちだと思います。その中で、これが完成するまでの間に、もうそんなにあと定例会何回もないですね。9月、12月、3月ではちょっと遅いかと思いますので、その間にこの管理、設置を検討していかなければならない。その部分についてなるべく早く素案を提示してもらったという形がいいかと思いますが、もう既にその用意がありますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 先ほども申しあげましたけれども、平成19年度に一たん机上ではありますけれども、基本設計の中でのランニングコストをお示したかと思います。今後においては、そのランニングコスト、それから設置管理条例、それから利用料金、管理委託関係につきましては、粛々と進めてできれば先ほども申しあげましたけれども、料金関係、条例関係につきましては、またランニングコスト関係につきましては、6月から12月期の中で、素案をつくった中のご協議をいただき、最終的には3月の部分ではきちんとした形でスタートしたいということで考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、先ほどあたりから、指定管理者制度という話がいろいろと物議を醸していますが、新設のときから管理者制度の中でスタートすると、会計上も複雑なことをとらなくてよいという形が考えられるところなんです、その対象者をどうするのか、既存の業者にするのか、あるいは同地区の人の有志に法人を設立してもらうか、まだまだ時間的に余裕がありますので、できれば地域密着型、そんな形での運用を考えてますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） これは今の段階でなんとも申しあげられませんが、今大図議員さんが言った可能性も含めた中、それから天狗の湯仮浴場の現状として、町と直接の契約ということで、現在6名の委託を直接行って地域密着型、大図さんの言っている密着型とは違うと思いますけれども、できるだけそういう形で対応しております。ですから、現状がそういうもので、現在進んでいる中でどれがいいか、そして地域の皆様のご理解をいただいた中で、一番いい方法を議会の皆様方と協議をした中で、最終的に決めていきたいと考えております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号 工事請負契約の締結について（吾妻峡温泉施設整備事業天狗の湯新築工事（建築工事））の議案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結について（吾妻峡温泉施設整備事業天狗の湯新築工事（機械設備工事））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） 議案第2号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号の工事請負契約の締結につきましては、吾妻峡温泉施設整備事業天狗の湯機械設備工事の請負契約でございます。

平成21年7月28日に条件付一般競争入札を行った結果、契約金額8,032万5,000円、契約の相手方は、吾妻郡東吾妻町大字岩下639番地、富澤設備株式会社、代表取締役富澤俊則でございます。この工事につきましても、議案第1号と同様事業であり、平成22年3月末の完成を目指しております。なお詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（市川 忠君） それでは、議案第2号、工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

この契約につきましては、まず契約の目的ですが、吾妻峡温泉施設事業天狗の湯新築工事の機械設備工事請負契約の締結でございます。次に契約金額でありますけれども、8,032万5,000円、契約方法につきましては、条件付一般競争入札で執行いたしました。次に契約の相手につきましては、東吾妻町大字岩下639番地、富澤設備株式会社でございます。この事業につきましても、議案第1号と同様に財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業として認定されているものでございます。なお、先ほど須崎議員から2号議案についても同じということで申されましたので、申し上げますけれども、予定価格につきましては、7,690万円、宮崎工務店、7,670万円、富澤設備、7,650万円、南波建設株式会社、7,660万円、渡辺建設、7,680万円。

以上でございます。機械設備の工事でございますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 目的、金額、方法、相手方、先ほど町長が言われましたとおり、これに関する問題ということで言いますと、非常に私つらい質問をしなくてはならないということで、もし適当でなかったら、適当でないということで答えは要らないと思っておりますけれども、第1号議案、2号議案の質問ですけれども、1号を通しまして2号、この契約が済んでおれば、これですべて設備関係、建築関係は終了ということでよろしいんですか。例えば電気設備とか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 電気設備工事につきましては、角田電気工事株式会社が落札をいたしました。それから予定価格につきましては、税別2,300万円で、角田電気工事、2,280万円、株式会社関電工群馬支店、2,285万、菅谷電気工事、2,290万ということで、これは参考でありますけれども、5,000万以内ということであります。

今回の工事につきましては、基本的な部分といたしましては、この工事ご議決をいただき

ますと、この工事で完了するというございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうしますと、電気設備を含めてこの3件、電気は5,000万以下です。これをすれば大体大きなものはこれでいいと、あとは使用すればいいというような感じ、細かいものはいっぱいあるでしょうけれど、それは言いません。それでよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 冒頭にも申し上げましたけれども、吾妻峡温泉施設整備事業、財団から今年度2億7,800万、この総額の中でおどればいいということございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） もう一つ聞きたいと思ひますけれども、今非常に社会的にも問題になっておりますエコ関係ですね、特にこういう公の設備については、非常に厳しいチェックがありますので、大丈夫かと思ひますけれども、特にエコ関係、健康増進施設ですか、温泉施設ですか、これに関して神経を使ったと、特にこうしたというようなことがございますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 18年度から、基本設計プロポから、アクトプランニングさんが請け負っていただいて、対応していただいております。現状の中でエコを中心としたできるだけ、ソーラーパネルというような話もありましたけれども、そういった大きな物でなくて、小さい部分につきましても気を使って設計をしていただいているものと信じております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） こういう施設、新聞等々で問題になってる施設も大分ありますので、その辺のところも神経を細かに使って、建設方よろしくお願ひしたいと思ひます。私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 議員ご指摘のとおり、今後ともご指導いただければ、ありがたいと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号 工事請負契約の締結について（吾妻峡温泉施設整備事業 天狗の湯新築工事（機械設備工事））の議案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成21年第7回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時31分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 加 部 浩

署名議員 菅 谷 光 重

署名議員 原 田 睦 男